

議案第20号

大田原市職員の旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市職員の旅費支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月21日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市職員の旅費支給条例の一部を改正する条例

大田原市職員の旅費支給条例（平成21年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 赴任 新たに採用された職員（人事交流等により国又は他の地方自治体から引き続いて採用されたものに限る。）がその採用に伴う移転（ただし、当該採用に係る予定期間が1年を超えるもので、住所又は居所から在勤庁までの路程が100キロメートル未満のものを除く。）のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転（ただし、当該転任に係る予定期間が1年を超えるもので、旧在勤庁から新在勤庁までの路程が100キロメートル未満のものを除く。）のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。

第3条第1項中「出張」を「出張し、又は赴任」に改める。

第3条第2項第1号及び第2号中「職員が出張」の次に「又は赴任」を加える。

第7条第1項中「支度料」を「、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料」に改め、同条中第3項を第6項とし、第2項を第5項とし、第1項の次に次の3項を加える。

2 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。

3 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

4 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

第13条第2項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改める。

第17条中「別表」を「別表第1」に改める。

第18条第1項中「別表」を「、別表第1」に改める。

第19条第1項中「別表」を「別表第1」に改め、同条の次に次の3条を加える。

（移転料）

第19条の2 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 出張命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第19条の3 着後手当の額は、職務の級に応じた宿泊料（以下この条において「宿泊料」という。）定額の5夜分に相当する額による。ただし、新勤務地に到着後直ちに大田原市公舎又は自宅に入居する場合には、宿泊料定額の2夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第19条の4 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに宿泊料、食事料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 6歳以上12歳未満の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の宿泊料、食事料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第19条の2第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

(3) 第1号アからウまでの規定により宿泊料、食事料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後移転する場合には、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

第23条中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第2号及び第3号中「別表」を「別表第1」に改める。

別表中「第19条」の次に「、第23条」を加え、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第19条の2関係）

移転料

区分	5級以上の職務にある者	4級以下の職務にある者
路程100キロメートル以上 300キロメートル未満	152,000円	132,000円
路程300キロメートル以上 500キロメートル未満	187,000円	163,000円
路程500キロメートル以上 1,000キロメートル未満	248,000円	216,000円
路程1,000キロメートル以上 1,500キロメートル未満	261,000円	227,000円
路程1,500キロメートル以上 2,000キロメートル未満	279,000円	243,000円
路程2,000キロメートル以上	324,000円	282,000円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。